

離島の車検に係る負担の軽減について

離島(※)での車検は、本土等にフェリーで自動車を輸送するなど負担が大きく、また、フェリーの出港日時等の制約があるため、本土等における自動車の使用者に比べて、継続検査を受けるに当たってより長い期間を要することになります。

そのため、国土交通省では、本土等における自動車の使用者と離島における自動車の使用者の間の公平性を期すために、当該離島に使用の本拠の位置を有する自動車を御使用される島民の皆様方に対して以下のとおり負担軽減対策を実施します。

(※)橋又はトンネルによる本土(本州、北海道、四国、九州及び沖縄島をいう。)との間の交通又は移動が不可能な島。(道路運送車両法施行規則第44条)

1. 車検を受けられる期間の延長

平成27年4月1日から車検証の有効期間の満了前に、有効期間を失わずに車検を受けられる期間を当該離島に使用の本拠の位置を有する自動車に対して「1ヶ月」から「2ヶ月」に延長します。

車検を受けられる期間を延長することにより、車検時期とフェリーの出港日時等の調整が行いやすくなります。

2. 災害特例の柔軟な適用

台風等の天候不順によりフェリーが長期間(原則として1週間以上)欠航する場合に当該離島に使用の本拠の位置を有する自動車に対して車検証の有効期間を延長します。

延長は状況等に応じ弾力的に行います。

(参考)災害特例適用の具体例



(参考)

中部管内において現在(平成26年12月)離島振興法により離島として指定を受けている島は以下のとおりとなります。

愛知: 佐久島、日間賀島、篠島

静岡: 初島

三重: 神島、答志島、菅島、坂手島、渡鹿野島、間崎島



お問い合わせ先:
中部運輸局愛知運輸支局整備担当
TEL:052-351-5314
FAX:052-351-5318